



第 81 回国民スポーツ大会冬季大会

スケート競技会

実 施 要 項

クリスタル国スポ岐阜 2027

◆ いざ出陣! KOFU国スポ²⁰²⁷

公益財団法人日本スポーツ協会
文 部 科 学 省
岐 阜 県
山 梨 県
公益財団法人日本スケート連盟
恵 那 市
甲 府 市

目 次

1	競技会日程と会場一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	実施要項総則・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	※参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】・・・・・・・・	18
3	競技実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・	20
4	式典次第・・・・・・・・・・・・・・・・	27
5	宿泊要項	
	【スケート競技会（スピード）】・・・・・・・・	28
	【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】・・	32
6	輸送交通要項	
	【スケート競技会（スピード）】・・・・・・・・	36
	【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】・・	37
7	医療救護要項	
	【スケート競技会（スピード）】・・・・・・・・	39
	【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】・・	41
8	国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程・・・・・・・・	43
9	国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程・・・・・・・・	44
10	関係団体事務局一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	45

1 競技会日程と会場一覧表

【正式競技：スケート】

会場地	式典・競技		日 程												会 場 所 在 地
			2027 年 1 月					2 月							
			26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)	30 (土)	4 (木)	5 (金)	6 (土)	7 (日)	8 (月)	9 (火)	10 (水)	
甲府市 (山梨県)	表彰式												午後○	山梨県 小瀬スポーツ公園 武道館 甲府市小瀬町 840	
恵那市 (岐阜県)	スケート	スピード	△	○	○	○	○								岐阜県 クリスタルパーク 恵那スケート場 恵那市武並町竹折 970-1
甲府市 (山梨県)		ショート トラック											△	○	午前○
		フィギュア						△	○	○	○	午前○			甲府市小瀬町 840

○…式典・競技開催日、△…諸会議（監督会議・競技役員会議）開催日

【全国会議】

全国代表者会議	書面開催	・会議資料を事前送付 ・質問は、メールで受け付け ・回答は、大会ホームページに掲載
全国報道員会議		

2 実施要項総則

開 催 の 趣 旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

「第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会」の開催にあたっては、岐阜・山梨の両県の連携のもと、この趣旨を一層発揚し、さらには大会を通じて県民が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を提供することで、「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツの楽しさや感動を分かち合うことができる機会を創出する。

また、選手ファーストの環境を整える大会とするとともに、新たな時代にふさわしい大会モデルの構築に向け、大胆な簡素・効率化に取り組む大会とする。

実 施 方 針

1 実施競技

正式競技：スケート

2 会期及び会場

競技会名（実施競技）	会 期	会 場 地
スケート競技会（スピード）	2027年1月26日（火）～1月30日（土） 5日間	岐阜県恵那市
スケート競技会 （ショートトラック・フィギュア）	2027年2月 4日（木）～2月10日（水） 7日間	山梨県甲府市

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。なお、参加資格については、「第81回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

（1）参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない

者であっても、大会に参加することができる。なお、国籍、在留資格は参加申込時点で条件を満たしているかを判断し、大会終了時まで継続して条件を満たすこと。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切日【2027年1月5日(火)】に1年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」に該当しないこと。

[注]上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)とスポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第79回大会又は第80回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第79回大会又は第80回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)
- e 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者(別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)
- d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)
- e 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)
- f 能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者(別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア）都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

（イ）健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

（ウ）ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

（2）所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）勤務地

（ウ）ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

（ウ）勤務地

（エ）別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学生の所在地

[注]「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2026年4月30日以前から2026年10月31日まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2『『一家転住等』に伴う特例措置』の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2008年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2008年4月2日から2011年4月1日に生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2026年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生(2011年4月2日から2012年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 正式競技の総合成績決定方法

正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目の第1位から第8位までの都道府県に次のとおり与える。ただし、同順位の場合は、次の順位の競技得点を加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注]「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で各競技会の出場権を獲得しながら、各競技会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 競技別表彰

- (1) 男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各種別又は各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載した賞状を都道府県用に1枚授与し、さらに、選手個人用に都道府県名と個人氏名又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載した賞状をチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県のスポーツ協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第81回国民スポーツ大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2027年1月5日（火）とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、「第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】」（本要項18ページ）を届け出なければならない。届出先は、以下のいずれかの該当宛とする。なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）
岐阜県実行委員会事務局

ウ 第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）
山梨県実行委員会事務局

[注] スケート競技会（スピード）参加者についてはア及びイに、スケート競技会（ショートトラック、フィギュア）参加者についてはア及びウに提出するものとする。なお、日本スポーツ協会に対しては、競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合は、「8 参加申込方法」（5）に定める方法に準じて届け出なければならない。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	4,000 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	8,000 円

[注] 地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金は行わない。

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県スポーツ協会で取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2027年1月6日（水）

イ 納 入 先 みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729

11 宿泊申込

- (1) スケート競技会（スピード）大会参加者は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「恵那市実行委員会」という。）が指定した所定の様式により、定められた申込締切日までに申込みものとする。
- (2) スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）大会参加者は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「山梨県実行委員会」という。）が指定した所定の様式により、定められた申込締切日までに申込みものとする。

12 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 1 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記（1）及び（2）による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターが帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記（1）及び（2）による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーが帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記（1）及び（2）による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2028 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 AD カードの交付

都道府県選手団、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認めた者並びに視察員には AD カード（Accreditation Card）を交付する。

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条の規定を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、開催県実行委員会、会場地市実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競技団体（以下「国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次

のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

(ア) 競技会プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

(ア) 開催県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会の予選として、次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1 人 1 競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会に選手団（視察員を含む。）を派遣する都道府県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1 人あたり 1,000 円）を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日まで納入されない場合は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報を取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

別記1【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別に出場する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、2026年4月30日以前から2026年10月31日まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。

なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

別記２【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- １ 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③）に抵触しないものとする。
 - （１）この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - （２）本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - （３）転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記２（１）の場合は転居元、下記２（２）の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記２（１）の場合は転居先、下記２（２）の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- ２ 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - （１）転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - （２）転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）]及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現在所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注]本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容が JOC エリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を以下のとおり定める。

1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第25回オリンピック冬季競技大会（2026年ミラノ・コルティナダンペッツォ）に参加した者。
- (2) 2026年10月31日時点で、以下のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注]強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2026年4月30日以前から2026年10月31日まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。なお、生活の実態については、次の要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2026年4月30日以前から2026年10月31日まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

（1）特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から競技会終了時（2027年2月10日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

（2）避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第79回大会及び第80回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

（ア）2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第80回大会に参加した者が、第81回大会において、

次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

（３）避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2011 年度から 2012 年度（小学校は 2015 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

別記6【令和6年能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況および影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

（1）特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から競技会終了時（2027年2月10日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

（2）避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。なお、この場合、第79回大会及び第80回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

（ア）2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が2026年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 80 回大会または第 81 回大会に参加した者が、第 82 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

（３）避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2024 年度から 2025 年度（小学校は 2028 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代（変更）届」又は
「棄権届」のいずれかを
○で囲むこと

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1. 体調不良のため（症状：_____）
2. 怪我のため
3. その他（_____）

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	(西暦)	
氏 名			年	月	日生 (歳)
連絡先 (TEL) ※1			連絡先 (メール) ※1		
所属区分※2			所属の所在地※3		
プログラム掲載用所属					
第79回大会 参加都道府県名			第80回大会 参加都道府県名	例外適用 ※4	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有の場合	登録番号	バッジテスト級	
その他の必要事項					
JSP0 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資 格 名 登録番号		有効 期限	年 月	

※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2 第81回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別（ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと）

少年種別（ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地

エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地）

※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4 今回（第81回大会）と第80回大会（不出場の場合は第79回）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

（1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年） 4. 一家転住（少年） 5. JOC エリートアカデミー（少年）

6. 東日本大震災に係る特例措置 7. 令和6年能登半島地震に係る特例措置）

年 月 日

公益財団法人日本スケート連盟会長 殿

第81回国民スポーツ大会冬季大会

スケート競技会当該開催県実行委員会会長 殿

スポーツ協会

会長（代表者）

協会・連盟

会長（代表者）

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会
参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- （１）実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、競技が定める方法により提出すること。
- （２）添付書類（診断書等）については、競技の定めにより提出すること。
- （３）その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- （１）当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※１）は、棄権届に必要な事項を記入し、競技会責任者（※２）、当該開催県実行委員会（※３）宛に提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記３に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- （２）中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- （３）その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- （１）都道府県スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- （２）大会終了後２週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。

ア 中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）

イ 都道府県スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※１ 都道府県選手団連絡責任者に関する情報は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に都道府県スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※２ 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に中央競技団体に対し照会を行い、都道府県スポーツ協会に通知する。

※３ 「１ 交代（変更）届」と同様に「２ 棄権届」についても、当該開催県実行委員会に提出すること。

3 競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔1〕スケート競技

1 期 日 2027年1月27日(水)から2月10日(水)まで(期間中10日間)

実 施 競 技	競 技 期 間
ス ピ ー ド	2027年 1月27日(水) から 1月30日(土) まで(4日間)
ショートトラック	2027年 2月 9日(火) から 2月10日(水) まで(2日間)
フ ィ ギ ュ ア	2027年 2月 5日(金) から 2月 8日(月) まで(4日間)

2 会 場

会 場 地	実 施 競 技	競 技 会 場
岐阜県恵那市	ス ピ ー ド	岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場
山梨県甲府市	ショートトラック	山梨県小瀬スポーツ公園アイスアリーナ
山梨県甲府市	フ ィ ギ ュ ア	山梨県小瀬スポーツ公園アイスアリーナ

3 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・2000mR
成 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR
少 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000mR
少 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR

イ ショートトラック

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・5000mR
成 年 女 子	500m・1000m・3000mR
少 年 男 子	500m・1000m
少 年 女 子	500m・1000m

ウ フィギュア

種 別	種 目
成 年 男 子	シ ョ ー ト プ ロ グ ラ ム フ リ ー ス ケ ー テ ィ ン グ
成 年 女 子	
少 年 男 子	
少 年 女 子	

(2) 参加人員

種別	監督	選手	都道府県	小計	合計
成年男子	12 名以内	30 名以内	47	1 都道府県 66 名以内	858 名以内
成年女子					
少年男子		24 名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督 12 名、選手 54 名、計 66 名以内で編成し、各種別の参加者数は上記のとおりとする。ただし、総計 858 名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。成年選手が監督を兼任する場合、競技・種別を跨ぐ兼任は認めない。また、専任監督の種別の兼任は認めるが、競技を跨ぐ兼任は認めない。

参加申込締切り後の監督交代（変更）は、疾病、傷害等の特別な場合のみ認めるものとし、原則として監督会議開始までとするが、やむを得ない事情により監督会議後に参加申し込みをした監督が不在となる場合は、監督の交代（変更）を認める場合がある。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、第 80 回の国民スポーツ大会で各種別の総合順位が 1 位から 16 位までの都道府県は各種別最大 8 名まで、17 位以下の都道府県は各種別最大 5 名までとする。ただし、国民スポーツ大会開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が 16 位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを 1 位 8 点、2 位 7 点、3 位 6 点、4 位 5 点、5 位 4 点、6 位 3 点、7 位 2 点、8 位 1 点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離（3000m・5000m・10000m）に限り、1 位 12 点、2 位 11 点、3 位 10 点、4 位 9 点、5 位 8 点、6 位 7 点、7 位 6 点、8 位 5 点、9 位 4 点、10 位 3 点、11 位 2 点、12 位 1 点とする。

(イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは 1 チーム 6 名以内とし、競技は 4 名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 第 80 回の国民スポーツ大会で各種別の総合順位が 1 位から 8 位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記 8 位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ 8 位まで、計 16 の都道府県は、成年男女種別各 5 名以内、少年男女種別各 2 名以内とし、17 位以下の都道府県は各種別 1 名とし、国民スポーツ大会開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。第 80 回の国民スポーツ大会の各都道府県の種別順位が 8 位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは 1 チーム 5 名以内とし、競技は 4 名で行う。

16 位までの都道府県少年男女種別と 17 位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが

等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人数は、各種別とも 1 都道府県 1 チーム 2 名とする。

参加都道府県は、a から c に該当する最大 16 チームである。

a 第 80 回の国民スポーツ大会で、各種別の総合順位が上位 8 チームで第 81 回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

b 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

c 開催都道府県で第 81 回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

(イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

4 競技上の規定及び競技方法

(1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Cタイプ）」を使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

a 8 名以内（男女 500m、男女 1000m、男女 1500m）

b 12 名以内（男子 5000m、男子 10000m、女子 3000m）

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が 9 名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(エ) 男女 500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 500mとリレー競技では、決勝A（1 位～4 位）及び決勝B（5 位～8 位）を行い、順位を決定する。ただし、参加者（チーム）が 6 名（チーム）以内の場合は決勝のみとする。

(カ) 組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始 1 時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始 30 分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m（1 回）、1500m（1 回）、3000m（2 回）、5000m（4 回）、10000m（8 回）

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子 10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

カ 出場選手の安全装具の装着について、次のとおり定める。

(ア) レーシングスーツはカットレジスタンス素材（部分的含む）が望ましい

(イ) ASTM 基準のヘルメットの着用

(ウ) 革製又はカットレジスタンス素材の手袋の着用

(エ) シンガード（脛あて）の着用

(オ) ネックプロテクションの着用

(カ) アンクルプロテクションの着用

(キ) ブレードの両端は最小半径 10mm で丸くされていること

キ 補欠選手との変更又は棄権する場合は、当該種目の開始 1 時間前までに、所定の様式に必要事項を記入の上、文書で届け出を行うものとする。

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低 15 分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は 3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 補欠選手との変更又は棄権する場合は、当該種目の開始 1 時間前までに、所定の様式に必要事項を記入の上、文書で届け出を行うものとする。

カ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1位から8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 2025年国際スケート連盟特別規程、技術規程に準ずる。採点はISUジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

[注]①1名では参加できない。

②2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2025年国際スケート連盟技術規程第611条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年はISUシニア課題とする。

フリースケーティングは、2025年国際スケート連盟技術規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒±10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分±10秒、少年男子・少年女子3分30秒±10秒とする。

ク 音楽は、CDを使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において2027年1月5日（火）までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

【登録手続きURL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/>】なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内

公益財団法人 日本スケート連盟 E-mail : jsf@skatingjapan.or.jp

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ1、公認スケート

コーチ2、公認スケートコーチ3、公認スケートコーチ4、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック：各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 フィギュア：各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、第81回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表 彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(3) 各種別又は各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載した賞状を都道府県用に1枚授与し、さらに、選手個人用に都道府県名と個人氏名又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載した賞状をチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア スピード

日 時 2027 年 1 月 10 日 (日) 13:00～

場 所 恵那市役所会議棟中会議室

電 話 0573-26-2111

イ ショートトラック

日 時 2027 年 1 月 16 日 (土) 13:00～

場 所 甲府市役所 4 階市民対話室

電 話 055-237-1161

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 2027 年 1 月 26 日 (火) 16:30～

場 所 恵那文化センター集会室

電 話 0573-26-6916

イ ショートトラック

日 時 2027 年 2 月 8 日 (月) 14:00～

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園武道館第 1 会議室

電 話 055-243-3115

ウ フィギュア

日 時 2027 年 2 月 4 日 (木) 14:00～

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園武道館第 1 会議室

電 話 055-243-3115

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 2027 年 1 月 26 日 (火) 18:30～

場 所 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場

電 話 0573-28-3390

イ ショートトラック

日 時 2027 年 2 月 8 日 (月) 16:00～

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園武道館第 1 会議室

電 話 055-243-3115

ウ フィギュア (レフェリー、テクニカル・コントローラー会議)

日 時 2027 年 2 月 4 日 (木) 13:00～

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園アイスアリーナ会議室

電 話 055-243-3114

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式典次第

【第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会】

表 彰 式

期 日 2027 年 2 月 10 日 (水)

場 所 山梨県小瀬スポーツ公園武道館

順	次 第	時 刻
1	開場	15 : 00
2	役員・選手団集合開始	15 : 00
3	役員・選手団着席完了	15 : 29
4	開式通告	15 : 30
5	成績発表	15 : 31
6	スケート競技会表彰状授与	15 : 34
7	スケート競技会大会会長トロフィー授与	15 : 47
8	中央競技団体あいさつ	15 : 49
9	会場地あいさつ	15 : 52
10	国旗儀礼	15 : 55
11	競技会終了宣言	15 : 57
12	閉式通告	15 : 59
13	役員・選手団解散	16 : 00

5 宿泊要項

【スケート競技会（スピード）】

1 趣旨

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

宿泊等に関しては、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会の統括のもと、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会が関係する機関及び団体の協力を得て配宿センターを設置し、両者の緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行い、対応に万全を期する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたりるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

配宿センターは、大会参加者の宿舎の選定及び確保について、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

5 配宿

配宿センターは、大会参加者の配宿にあたって、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1 人の宿舎に要する広さは、3.3 ㎡（2 畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり※	
宿泊施設	税抜	8,400 円～18,000 円	5,880 円～12,600 円	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	9,240 円～19,800 円	6,468 円～13,860 円	

※「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に当日現地宿泊施設にて支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は前日の12時まで、に宿舎に申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
宿泊施設	税抜	6,720 円～14,400 円	7,560 円～16,200 円
	10%	7,040 円～15,840 円	8,310 円～17,820 円

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県スポーツ協会が、配宿センターに対して大会実施前に振込することとする。なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

なお、素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の8日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の7日前から宿泊予定日前々日まで	宿泊料金（税抜）の30%	
宿泊予定日前日	宿泊料金（税抜）の40%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の50%	
旅行開始後又は無連絡	宿泊料金（税抜）の全額	

イ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記アの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ アからウまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

オ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が各宿舍の指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2027年1月22日（火）15時から2027年1月31日（日）10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 大会参加者の宿泊の申込みは、別に定める宿泊等事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットで配宿センターに行くものとする。なお、効力の発生は受信時とする。

(2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めない。

(3) インターネットによる宿泊申込みは、実施要領に定める申込締切日までにを行うものとする。

(4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員について、申込締切日までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舍決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットで速やかに配宿センターに行くものとする。なお、効力の発生は受信時とする。

(3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舍へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

(4) 配宿センターが指定する宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、インターネットからの弁当申込により申込むものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,100 円以内
	8 %	1,188 円以内

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】

1 趣旨

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）の大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、宿泊及び食事を提供する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたりとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

配宿センターは、大会参加者の宿舎の選定及び確保について、次により行うものとする。

（1）選手・監督、都道府県選手団本部役員、競技役員及び視察員（以下「配宿対象者」という。）

ア 配宿対象者の宿泊は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 会場地市内の宿泊施設で配宿対象者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。

ウ 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

（2）大会役員、競技会役員及び報道員

ア 大会役員、競技会役員及び報道員の宿泊は、各自で手配するものとし、配宿は行わない。

イ 大会役員、競技会役員及び報道員に対しては、宿泊施設の情報提供その他必要な配慮・支援を行うものとする。

5 配宿

配宿センターは、配宿対象者の配宿にあたって、次の事項に留意して行うものとする。

（1）選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。

（2）選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員及び競技役員とは別にする。

（3）競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。

（4）1 人の宿泊に要する広さは、3.3 m²（2 畳）以上とする。

6 宿泊料金等

配宿対象者の宿泊料金等は次のとおりとする。

（1）宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
宿泊 施設	税抜	10,000 円～17,000 円※1	7,700 円～14,700 円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	11,000 円～18,700 円	8,470 円～16,170 円	

※1 「1泊2食」の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」の宿泊料金は、「1泊2食」料金から一律 2,300 円を控除した料金とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に当日現地宿泊施設にて支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに宿泊日 3 日前の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 1,500 円（税別）を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 800 円（税別）を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
宿泊 施設	税抜	8,500 円～15,500 円	9,200 円～16,200 円
	10%	9,350 円～17,050 円	10,120 円～17,820 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎の負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者が、配宿センターに対して指定した期日までに振込することとし、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後必要に応じて、配宿センターから宿泊責任者に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

なお、素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。

宿泊取消の時期	宿泊取消料 (1名当たり)	備考
宿泊日の11日前まで	不要	<連泊予約における「全部」取消規定> ○連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取り消した場合、それぞれの宿泊日ごとに、左記に基づく取消料がかかります。
宿泊日の10日前～6日前まで	宿泊代金の20%	
宿泊日の5日前～前日まで	宿泊代金の30%	<連泊予約における「一部宿泊数」取消規定> ○連泊予約において、一部の宿泊を取り消した場合は、それぞれの取り消した宿泊日ごとに、左記に基づく取消料がかかります。
宿泊日の当日	宿泊代金の100%	

(注) 荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

※旅行開始後とは、ホテル、旅館等に1泊目の宿泊を開始した後(チェックイン後)を指す。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日 当日の宿泊取消し	宿泊料金(税抜)の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊取消し	宿泊料金(税抜)の30%	

ウ 災害その他の事由(地震、風水害、感染症等)により、競技会(種目・種別)が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。なお、この規定は、配宿対象者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2027年2月3日(水)15時から2027年2月11日(木)10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)宿泊・弁当申込案内(以下「申込案内」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行くものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。なお、効力の発生は、インターネット及びファクシミリについては受信時、郵便では到達した日時とする。

- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊の申込みは、申込案内に定める申込締切日までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込締切日までには宿泊の申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 配宿対象者の宿舍決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、申込案内の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっては、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。なお、効力の発生は、インターネット及びファクシミリについては受信時、郵便では到達した日時とする。
- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舍へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがとれ、できる限り山梨らしい郷土色豊かな食事及び弁当を提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、申込案内により申込むものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,100 円以内
	8 %	1,188 円以内

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、申込案内に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

6 輸送交通要項

【スケート競技会（スピード）】

1 趣旨

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下「岐阜県実行委員会」という。）及び第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「恵那市実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

（1）大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 競技会場の輸送

大会における大会参加者の輸送については、原則として計画輸送とし、岐阜県実行委員会又は恵那市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。

エ 指定集合地の設定

表彰式及び競技会場における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交事情等を考慮し、シャトルバスの乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

（2）一般観覧者の輸送

原則として公共交通機関を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバスの措置を講じる。

（3）駐車場の確保等

大会における駐車場については、関係機関等の協力を得て、十分な確保に努め、効率的な利用を図ることとし、駐車場利用者は、岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

4 交通安全対策

岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等とはもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会が別に定める。

【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】

1 趣旨

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「山梨県実行委員会」という。）及び第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）甲府市実行委員会（以下「甲府市実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

（1）大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来県する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 表彰式会場の輸送

表彰式における大会参加者の輸送については、原則として自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

ウ 競技会場の輸送

競技会における大会参加者の輸送については、原則として自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

エ 各種会議の輸送

各種会議における大会参加者の輸送については、原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、シャトルバスの措置を講じる。

オ 指定集合地の設定

シャトルバスの措置を講じる場合、大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、シャトルバスの乗降場として指定集合地を設ける。

（2）一般観覧者の輸送

大会における一般観覧者の輸送については、シャトルバスの措置は講じない。ただし、甲府市実行委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による安全・確実かつ円滑な移動ができる措置を講じる。

（3）駐車場の指定等

大会における駐車場については、山梨県小瀬スポーツ公園の駐車場（駐車料金不要）とする。山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会は関係機関等の協力を得て、安全で効率的な利用を図ることとする。駐車場利用者は、山梨県実行委員会、甲府市実行委員会、関係機関等の指示に従い駐車場を利用する。

4 交通安全対策

山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、山梨県実行委員会及び甲府市実行委員会が別に定める。

7 医療救護要項

【スケート競技会（スピード）】

1 趣旨

この要項は、日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」及び「第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード） 医事・衛生基本方針」に基づき、第81回国民スポーツ大会冬季大会（スピード）（以下「大会」という。）における医療・救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、日本スケート連盟及び岐阜県スケート連盟（以下「当該競技団体」という。）などの関係団体と連携・協力し、医療・救護の体制を整え、適切にその活動を実施する。

3 実施区分

県実行委員会及び市実行委員会は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、当該競技団体をはじめとする関係団体等と連携・協力し、次のとおり医療・救護活動を実施する。

- (1) 県実行委員会：医療・救護の統括
- (2) 市実行委員会：競技会の会場及びその周辺並びに宿舎における医療・救護

4 実施業務

医療・救護活動の業務として次の事項を実施する。

(1) 大会開催前

ア 人員及び体制の確保

- ・市実行委員会は、地域の医師会や医療機関、当該競技団体等と連携して適切な医療救護体制を確保するとともに、必要な医療・救護スタッフの調整を行う。
- ・市実行委員会は、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を調整する。

イ 物品等の配備

- ・市実行委員会は、救急対応に必要な医薬品、資器材、自動体外式除細動器（AED）、その他円滑な医療・救護活動に資する必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- ・救急自動車の配備については、関係機関と協議して定める。

ウ 会場設計

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、当該競技団体をはじめとする関係団体と連携・調整のうえ、外傷・障害の予防や傷病者の搬送なども考慮した最大限の会場設計を行う。

エ 緊急時対応計画（EAP）の作成

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、関係機関や団体との連絡体制を踏まえたEAPを立案する。

オ 医療・救護体制の周知

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、傷病者への対応が適切に行われるよう、大会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、大会関係者、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）や宿舎事業者に対して、傷病者が発生した際の手続きや受診可能な医療機関

の連絡先、宿舎における傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について周知を行う。

カ 医療・救護に関わる者への教育と補償

- ・市実行委員会は、医療・救護スタッフの活動に必要なマニュアル、契約書や保険等の補償体制を整備する。

(2) 大会期間中

ア 医療・救護統括本部の設置

- ・市実行委員会は、大会における医療・救護業務の総括、関係各所との連絡調整、情報の収集等を担うため、医療・救護統括本部を第81回国民スポーツ大会冬季大会（スピード）恵那市実施本部に設置する。

イ 救護所の設置

- ・市実行委員会は、競技会場における傷病者の救急対応及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。
- ・救護所には救護班を配置する。なお、必要に応じて移動救護班を設置する。
- ・救護班は、スポーツドクター（医師）、スポーツデンティスト（歯科医師）、看護師、保健師、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー及び事務職員等、必要に応じて編成する。

ウ 救急対応の実施

(ア) 外傷・障害が発生する前

- ・県実行委員会及び市実行委員会は、外傷・障害発生時の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関に対して、パンフレットや各種通知、会議時のアナウンス等により、医療・救護体制やEAPについて周知を図る。

(イ) 外傷・障害が発生したとき

- ・救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置等必要な救急対応を行う。
- ・宿舎においては、必要に応じて傷病者を医療機関に搬送する。

(ウ) 外傷・障害が発生した後

- ・市実行委員会は、あらかじめ定められた様式を活用し、措置を行った外傷・障害の記録を作成し、県実行委員会と共有するほか、必要に応じて関係機関等とも共有する。

(3) 大会終了後

- ア 県実行委員会及び市実行委員会は、大会終了後、医療・救護に関する実績報告を取りまとめ、日本スポーツ協会、文部科学省、当該中央競技団体へ報告する。

5 その他

- (1) 県実行委員会及び市実行委員会は、それぞれの区分における医療・救護体制の業務に要する費用を負担する。
- (2) 救護所での応急処置及び救急自動車等の手配に要した費用を除き、医療費及び搬送に要した費用は全て傷病者が負担する。
- (3) 医療・救護活動で知り得た傷病者のプライバシー及び個人情報の保護に努める。
- (4) この要項に定めるもののほか、医療・救護の実施に関して必要な事項は、県実行委員会及び市実行委員会が協議のうえ別に定める。

【スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）】

1 趣旨

この要項は、日本スポーツ協会が定める「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」及び第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）医事・衛生基本方針に基づき、第81回国民スポーツ大会冬季大会（ショートトラック・フィギュア）（以下「大会」という。）における医療・救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び甲府市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図りつつ、医療機関、当該中央競技団体・当該開催地競技団体（以下、当該競技団体）をはじめとする関係団体等と連携・協力し、医療・救護体制を整えとともに活動を実施する。

3 実施区分

県実行委員会及び市実行委員会は、相互に連絡調整を図りつつ、次の区分により場面に応じた医療・救護活動を医療機関、当該競技団体をはじめとする関係団体等と連携・協力し、実施する。

（1）県実行委員会

ア 表彰式の会場及びその周辺

（2）市実行委員会

ア 競技会の会場及びその周辺

イ 宿舎

4 実施業務

医療・救護活動の業務は、次の事項を実施する。

（1）大会開催前

ア 人員及び体制の確保

（ア）県実行委員会及び市実行委員会は、開催地医師会や当該競技団体、大学機関等と連携、協力のうえ必要な医療・救護スタッフの調整を行う。

（イ）県実行委員会及び市実行委員会は、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を調整する。

イ 物品等の配備

（ア）県実行委員会及び市実行委員会は、救急対応に必要な医薬品、資器材、自動体外式除細動器（AED）、競技特性に応じた救急資器材、その他医療・救護活動が円滑に行われるよう、必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

（イ）県実行委員会及び市実行委員会は、救急自動車等の配備について、必要に応じて別途関係機関と調整する。

ウ 会場設計

（ア）県実行委員会及び市実行委員会は、当該競技団体をはじめとする関係団体と連携、協力のうえ、外傷・障害の予防や傷病者の搬送なども考慮した最大限の設計を調整する。

エ 緊急時対応計画（EAP）の作成

（ア）県実行委員会及び市実行委員会は、甲府市及び関係団体との連絡体制を踏まえたEAPを立案する。

オ 医療・救護体制の周知

（ア）傷病者への対応が適切に行われるよう、大会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、大会関係者、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）や宿舎

に対して、傷病者が発生した際の手続きや受診可能な医療機関の連絡先、宿舎向けの傷病発生時の取扱いなどの必要な情報について周知を行う。

カ 医療・救護に関わる者への教育と補償

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、医療・救護スタッフの活動に必要なマニュアル、契約書や保険等の補償体制を整備する。

(2) 大会期間中

ア 医療・救護統括本部の設置

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、大会における医療・救護業務の総括、関係各所との連絡調整、情報の収集等を担うため、医療・救護統括本部を第 81 回国民スポーツ大会冬季大会（ショートトラック・フィギュア）山梨県実施本部に設置する。

イ 救護所の設置

(ア) 県実行委員会及び市実行委員会は、会場等における傷病者の救急対応及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。

(イ) 救護所には、救護班を配置するものとし、必要に応じて移動救護班を配置する。

(ウ) 救護班は、スポーツドクター（医師）、スポーツデンティスト（歯科医師）、看護師、保健師、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー、事務職員等により必要に応じた編成とする。

ウ 救急対応の実施

(ア) 外傷・障害が発生する前

- ・ 県実行委員会及び市実行委員会は、外傷・障害発生時の対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舎、医療・消防機関に対して、パンフレットや各種通知、会議時のアナウンス等により、医療救護体制や EAP について周知を図る。

(イ) 外傷・障害が発生したとき

- ・ 救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置等必要な救急対応を行う。
- ・ 宿舎においては、必要に応じて傷病者を医療機関に搬送する。

(ウ) 外傷・障害が発生した後

- ・ 県実行委員会及び市実行委員会は、あらかじめ定められた様式を活用し、措置を行った外傷・障害の記録を作成し、共有する。
- ・ 甲府市及び関係団体が作成した記録は、必要に応じて関係機関等で共有する。

(3) 大会終了後

ア 県実行委員会及び市実行委員会は、大会終了後、医療・救護に関する実績報告を取りまとめ、日本スポーツ協会、文部科学省、当該中央競技団体へ報告する。

5 その他

(1) 県実行委員会と市実行委員会は、医療・救護体制を整えるため、次のとおり費用を負担する。

ア 県実行委員会は、物品等の配備に要する経費を負担する。

イ 市実行委員会は、医療・救護スタッフの人員体制を整えるために要する経費を負担する。

(2) 救護所での応急処置及び救急自動車等の手配に要した経費を除き、医療費及び搬送に要した費用は全て傷病者が負担する。

(3) 医療・救護活動で知り得た傷病者のプライバシー及び個人情報の保護に努める。

(4) この要項に定めるもののほか、医療・救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

8 国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

9 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会開催基準要項第11項に基づき、国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

第4条 本規程の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和6年1月1日一部改定

10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	TEL
		FAX
公益財団法人日本スポーツ協会 国スポ推進部 国スポ課	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人岐阜県スポーツ協会	〒502-0817 岐阜県岐阜市長良福光大野 2675-28 岐阜メモリアルセンター内	058-297-2567
		058-297-2568
岐阜県スケート連盟	〒508-0011 岐阜県中津川市駒場 1667-731 曾我健二方	090-2778-1005
		0573-66-6090
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（スピード） 岐阜県実行委員会事務局	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁観光文化スポーツ部地域スポーツ課内	058-272-8258
		058-278-2604
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（スピード） 恵那市実行委員会事務局	〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家1丁目1番地1 恵那市教育委員会スポーツ課スケート振興室内	0573-28-3390
		0573-28-3369
公益財団法人山梨県スポーツ協会	〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町840番地	055-243-8588
		055-243-8599
山梨県スケート連盟	〒401-0310 山梨県南都留郡富士河口湖町勝山623番地 堀内進方	090-8805-9958
		0555-83-2304
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（ショートトラック・ フィギュア） 山梨県実行委員会事務局	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県庁観光文化・スポーツ部スポーツ振興課国民 スポーツ大会・全国パラスポーツ大会準備室内	055-225-3959
		055-223-1786
第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会（ショートトラック・ フィギュア） 甲府市実行委員会事務局	〒400-0034 山梨県甲府市宝2丁目8番19号 甲府市教育委員会 教育部 生涯学習室 国スポ総体課内	055-267-7076
		055-231-5188